

松 原 下 自 治 会

会則・規定・改正(案)

1 松原下自治会会則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)地区内の住民相互の連絡及び各種団体との連携
- (2)美化・清掃等地区内の環境整備
- (3)集会施設及び資産の維持管理
- (4)会員の健康保持、教養文化の向上及び福祉活動の推進
- (5)青少年の健全育成と安全活動の推進
- (6)その他本会の目的達成に必要な事業の推進

(名 称)

第 2 条 本会は、松原下自治会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域 は始良市松原町・東餅田・西餅田・平松の別紙地番の区域とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、始良市西餅田 3889 番地（松原下自治公民館内）に置く。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員、第 3 条 の区域内に住所を保有する個人とする。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 第 3 条 に定める区域に住所を有する個人で本会に入会 しようとする者は、
入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 個人か ら本会への入会 申し込みがあつた場合 には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとする。

(1)第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2)本人から退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡 し、また失踪宣告 をうけたときは、その資格を喪失する。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会 に、次の役員を置く

(1)会 長 1 名

(2)副 1 会長（区長兼務）1 名

(3)区 長 4 名

(4)会 計書記 1 名

(5)監 事 2 名

(役員を選任)

第 10 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長 、副会長及び区長 と相互に兼ねることはできない。

(役 員 の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表 し、会務を総括する。

2 副会長 は、会長を補佐し、会長に事故があるときまた会長が欠けたときは、会長があらかじめ役員の中から指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次 に掲げる業務を行う。

(1)本会 の会計及び資産の状況 を監査すること。

(2)会長 、副会長及びその他の役員の業務執行 の状況を監査すること。

(3)会計及び資産の状況又 は業務執行について不正の事実を発見 したときは、これを総会に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げないが上限は 3 年とする。

2 補欠により選任された役員の任期 は、前任者の残任期間 とす る。

3 役員は、辞任又は任期満了の後 においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行なわなければならない。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、この規定 に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 16 条 定期総会は、年 1 回 とし、毎年度決算終了後 1 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号 (1)に該当する場合に開催する。

(1)会長 が必要と認めたとき。

(2)全会員の 5 分の 1 の以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(3)第 11 条 3 号第 4 項の規定により監事から開催の請求があつたとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長 は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつた ときは、その請求があつた日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに 日時・ 場所を示して開会日の 20 日前までに文書をもつて通知しなければならない。

(総 会 の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 員 の議決権)

第 21 条 会員 は、総会 において、各々 1 票の表決権を有する。

2 次の項については、前項の規定にかかわらず、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

- (1)事業計画及び予算の承認に関すること。
- (2)事業報告及び会計決算の承認 に関すること。
- (3)会則の改廃に関すること。
- (4)役員の改選に関すること。
- (5)その他重要事項

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録 については次の事項 を記載 した議事録 を作成 しなければな らない。

- (1)日時及び場所
- (2)会員の現在数及び出席者数
- (3)開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議 において選任 された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならぬ。

第 5 章 役 員 会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもつて構成す る。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別 に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決 した事項 の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、毎月 1 回 開催する。その外必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載 した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求があつたその日から 10 日以内に役員会を招集 しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長 は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条 、第 20 条、第 22 条、及び第 23 条の規定を準用するくこの場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会長」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産に生じる果実
- (5) 寄付金
- (6) その他収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し又は担保に供する場合 には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合 には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業計画及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受けて総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度 は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規 約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約 は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、始良市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、地縁による団体の設立認可のあつた日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず設立認可のあつた日から平成 31 年 3 月 31 日 まで とす る。
- 4 松原下自治会会則 (平成 25 年 4 月 1 日 改正施行)は地縁 による団体の認可のあつた日から廃止する。

2 松原下自治会会費等徴収規定

第 1 条 この規定は松原下自治会会員 J 第 6 条 に基づき自治会費等の徴収について定めるものとする。

1. 自治会費は年額 3,600 円 (300 円 X12 ヶ月)とする。
2. 4 月 1 日 現在一人又は二人暮らし共に満 80 才以上は年額 1,200 円 とする。
3. 公民館維持管理費年 1,000 円 を徴収する.但 しアパート等借家の方々は、免除す る。
4. 墓地維持管理費は、墓地利用者 か ら 1,000 円 を徴収する。

附則 この規定は、地縁による団体の設立認可のあった日から適用する。

3 松原下自治会役員選任規則

(目 的)

第 1 条 本規則 は、松原 下 自治会会員 J 第 9 条及び第 10 条 の規定に基づき、自治会長、副会長（区長兼務）、区長及び監事の選任方法を定めることを目的 として、その役員に候補者を選出する手続きを定めるものとする。

(立 候補者資格)

第 2 条 立候補者 となる人は、松原下自治会員であること。

(役員候補者選出方法)

第 3 条 役員候補者の選出方法は、以下のとおりとする。

1. 役員候補者は、自薦又は他薦による立候補者を原則とし立候補者は 毎年月末まで、執行部まで届け出る。
※ 立候補公募は事前 に自治会広報で回覧する。
2. 上記候補者が不在の場合は、役員会で協議の上、候補者を選出することができるものとする。

(役員選任方法)

第 4 条 役員会で選出した候補者 を総会において推薦 し承認を得るものとする。

1. 副会長並びに監事は、会長の推薦 により総会の承認 を得て、決定することが出来 る。

附則 この規則は地縁による団体の設立認可のあった日から適用する。

4 松原下 自治会役員等報酬規定

第 1 条 この規定は松原下自治会会則第 9 条に基づき報酬 を定めるものとする。

1. 会長は月額 50, 000円 とする。
2. 副会長は月額 30, 000円 とする。(区長代を含む)
3. 区長は月額 20, 000円 とする。
4. 会計書記 は月額 10, 000円 とする。
5. 監査委員は1 回につき 10, 000円 とする。

附則 この規則は、地縁による団体の設立認可のあつた日から適用する。

5 松原下 自治会特別積立金設置規定

(目 的)

第 1 条 本規則定は、松原下自治公民館の適正な維持管理 を図るため、補修費及び備品等の更新に必要な資金の積み立てを目的 とす る。

(積 立)

第 2 条 第 1 条の目的を維持するため、毎年度会員より公民館維持費 として徴収 している金額を積立てるものとする。

(管 理)

第 3 条 積立基金は、会長の指定する金融機関に預け入れて保管する。

(積立基金の運用)

第 4 条 会長は、第 1 条の目的を達成するために必要があると認めたときは、積立金より一般会計に繰り入れて運用するものとする。 年度当初に総会にはかり承認を得るものとする。

なお、年度途中で緊急に繰り入れが必要となった場合には、役員会で承認 を得ることができる。
但 し翌年度総会に経緯の報告することとする。

附則 この規則は、地縁による団体の設立認可のあつた日から適用する。

6 松原下自治公民館管理運営規定

(趣 旨)

第 1 条 この管理規定は、松原下自治公民館 の管理運営 について、必要な事項 を定めるものとする。

(名 称及び位置等)

第 2 条 名称、構造 、規模および場所は、次のとおり。

- 1.名 称 松原下自治公民館
- 2.構 造 本造平屋
- 3.規 模 建物 181.5 平方 メー トル
- 4.場 所 始良市西餅 388 番地

(管 理)

第 3 条 自治公民館は、自治会会長が管理する。

(使用の許可)

第 4 条 自治公民館 を使用 しよ うとす るものは、予め自治会長の許可をうけるものとする
許可を受けた使用者が許可の事項を変更をする時も同様とする。

(使用の不許可)

第 5 条 自治会長は、自治公民館の利用者が次の各号の一つに該当する場合は、使用許可
を与 えないことができる。

- (1)自治公民館の目的及び運営方針に反するとき。
- (2)公の秩序を乱し、善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3)施設又は設備 を損傷する恐れがあると認めたとき。
- (4)自治公民館 の管理運営上支障があると認めた とき。
- (5)前号に定める違反者 は、使用許可を取り消すことができる。

(使用料)

第 6 条 使用者は、下記に定める使用料を納入しなければならない。但 し、自治会の目的で使用する場合
使用料は徴収しない。

- (1)自治会会員 1 回につき 300円
- (2)会員以外 1 回につき 2, 000円

(現状回復の義務)

第 7 条 使用者は、自治公民館の使用が終わった時は、直ちに現状に回復して、返還しなければならない。

附則 この規則は、地縁による団体の設立認可のあつた日から適用する。

7 松原下 自治会評議委員会運営規定

(趣 旨)

第1条 評議委員会は、松原下自治会の運営と事業推進に寄与することを目的とし、また、各組織間の連携を円滑にすることを目的とする。

(評議委員会の構成)

第 2 条 評議委員会の構成は、自治会長・副会長・区長及び老人クラブ・青壮年部・親子会の代表によって構成するものとする。

(会議内容等)

第 3 条 評議會は自治会長が招集し、議事進行を図ることとし、次の事項について協議し具体的な活動推進を図ることとする。

1. 松原下自治会の活動と各組織の行事・活動を円滑に推進するために、それぞれの確認しあうものとする。
- 2, その年の総会決議事項と年間行事予定表に基づいて、具体的な推進方法や役割分担などを協議し、行事・活動計画を具体的に推進する。
- 3, その他、必要に応じて評議會を開催することができる。

(経費等)

第 4 条 評議委員会は、自治会行事・活動を円滑に推進することを目的とするもので、必要経費は自治会運営費で賄うこととする。

(評議会委員の任期)

第 5 条 評議会委員の任期は1カ年とし、再任を妨げないものとする。

8 松原下 自治会表彰規定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、松原下自治会活動の振興に顕著な実績をあげ、又は関連する事業に貢献された個人、団体を表彰することについて定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 松原下自治会は、次の各号に定める事項について、該当するときは自治会がこれを表彰する。

- 1,自治会活動と関連する各部会等において、地域発展に寄与し顕著な実績をあげている個人、
団体
- 2.その他自治会会員で、自治会活動を推進するために寄与され、推薦された個人、団体

(表彰の時期)

第 3 条 表彰は、自治会の総会時において表彰することができるものとする。

(表彰の推薦 と決定)

第 4 条 第 2 条第 1 号から第 2 号 までに該当する個人、団体は役員及び各部会長を併せた委員の議決を経て被表彰者を決定する。

2, 委員会の委員長 は自治会長 とし、委員長に事故のあるときは、副会長 が職務 を代行する。

(表彰)

第5条 表彰は、賞状、又は感謝状 とし、記念品を添えて表彰することができるものとする。但 し、記念品の予算は個人、団体とも 5,000 円以内 とす る。

9 松原下 自治会慶弔見舞金規定

第 1 条 この規定は、松原下自治会が会員及び同居家族の慶弔金及び見舞金について定める。

第 2 条 会員及び同居家族が本規定に定めるところにより慶弔、災害等の見舞金を受けようとするときは、申し出なければならない。なお、申し出ができる会員は自治会加入後 3 ヶ 月を有した会員に限る。

第 3 条 会員及び同居家族に出産があつた場合は、1 子につき祝い金 5, 000円を支給する。

第 4 条 会員及び同居家族が死亡された場合は、弔慰金 5, 000円を支給する。

第 5 条 会員が天災又は火災等に遭遇したときは、見舞金を支給する。但し役員会の審議を経て決定するものとする。

附則 この規則は、地縁による団体の設立認可のあつた日から適用する。